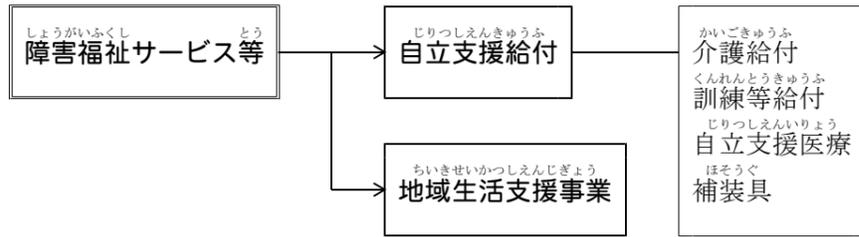


障害福祉サービス等の概要について

障害のある方が利用する福祉サービスは、障害者自立支援法の施行にともない、身体障害者・知的障害者・精神障害者の方へのサービスが一元化され、平成18年10月から下記のように変わりました。



これらのサービスを、支援の内容によって整理すると、下表のようになります。

サービスの種類	サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
			身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
自宅を訪問して介護等を行うサービス	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います	○	○	○	1以上
	重度訪問介護 (※)	常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います	○			4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します	○	○	○	6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人
移動や外出を支援するサービス	移動支援事業 (ガイドヘルプ) [地]	ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します	○	○	○	
	重度訪問介護 (※の再掲)	上記(※)の欄を参照してください	○			上記(※)を参照してください
	行動援護	判断能力が不十分な方が行動する際に、危険回避や外出の支援を行います		○	○	3以上で行動関連項目の判定が8点以上の人
コミュニケーションを支援するサービス	コミュニケーション支援事業 [地]	社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します	○			
補装具や日常生活用具	補装具	障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います	○			
	日常生活用具給付等事業 [地]	障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します	○	○	○	
短期入所	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います	○	○	○	

サービスの種類	サービスの名称	サービス内容の概要	サービスの対象者			
			身体	知的	精神	対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし)
つうしょ かつどう 通所して活動や しゅうろう くんれん 就労・訓練を おこな 行うサービス	せいかつかいご 生活介護	じょうじ かいご ひつよう かた そうさくてきかつどう せいさんかつどう ば 常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場 ていきょう にゆうよく しよくじとう かいご おこな を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います	○	○	○	いじょう さいいじょう いじょう 3以上 (50歳以上は2以上、 さいみまん しせつにゆうしよしや いじょう 50歳未満の施設入所者は4以上)
	りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじ かいご ひつよう かた いりょうきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練 りょうようじょう かんり かんご かいご とう おこな や療養上の管理、看護、介護等を行います	○			しつぺい しょうがい じょうたい 疾病や障害の状態により いじょう 5以上または6
	じどう 児童デイサービス	しょうがい じどう かた にちじょうどうさくくんれん しゅうだんてきおうくんれん 障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練 とう おこな 等を行います	○	○		
	につちゆういちじ しえんじぎょう 日中一時支援事業 [地]	かいごしや いちじてき かいご とし ひるま しせつ かいご 介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護 ほりかご かつどう ば ていきょう したり、放課後の活動の場を提供します	○	○	○	
	ちいきかつどう しえん じぎょう 地域活動支援センター事業 [地]	そうさくてきかつどう せいさんかつどう ば ていきょう ちいき こうりゆう 創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を しえん せいしんしょうがいしや ちいきせいかつ しえん ちいき 支援します(精神障害者 地域生活支援センターも地域 かつどうしえん じぎょう 活動支援センター事業になります)	○	○	○	
	じりつくんれん 自立訓練	きのうくんれん せいかつくんれん おこな ゆうきげん りょう 機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょうとう しゅうろう きぼう かた しゅうろう ひつよう のうりよく 一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力 たか くんれん おこな ゆうきげん りょう を高める訓練を行います(有期限で利用します)	○	○	○	
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	いっばんきぎょうとう しゅうろう わずか かた はたら ば ていきょう 一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供す ひつよう くんれん おこな るとともに、必要な訓練を行います	○	○	○	
きゅうたいけい つうしよしせつ とう 旧体系の通所施設等	つうしよじゅさんしせつ つうしよこうせいしせつ しょうきば つうしよじゅさんしせつ 通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、 じぎょうしよ じょうき いこう あいだ けいぞく 事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して りょう 利用できます	○	○	○		
きょじゅう ば ていきょう 居住の場を提供 するサービス	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	かいご ひつよう かた きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん 介護が必要ない方が共同生活を行う住居で、相談や にちじょうせいかつ えんじよ おこな 日常生活の援助を行います		○	○	ひがいと 非該当または1
	きょうどうせいかつかいご 共同生活介護 (ケアホーム)	かいご ひつよう かた きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ にゆうよく しよくじ 介護が必要な方が共同生活を行う住居で、入浴や食事 とう かいご おこな 等の介護を行います		○	○	いじょう 2以上
	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	にゆうしよしせつ やかん きゅうじつ かいご おこな 入所施設で、夜間や休日の介護を行います	○	○	○	いじょう さいいじょう いじょう 4以上 (50歳以上は3以上)
	きゅうたいけい にゆうしよしせつとう 旧体系の入所施設等	しんたいしょうがいしや りょうごしせつ しんたいしょうがいにゆうしよこうせいしせつ ちてき 身体障害者療養施設、身体障害者入所更生施設、知的 しょうがいしやにゆうしよこうせいしせつ ちてきしょうがいしやにゆうしよじゅさんしせつ ちてき 障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的 しょうがいしやつうきんりょう せいしんしょうがいしや しやかいふつきしせつ えんごりょう 障害者 通勤寮、精神障害者社会復帰施設(援護寮) とう にゆうしよしせつ じぎょうしよ じょうき いこう 等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するま あいだ けいぞく りょう での間は継続して利用できます	○	○	○	

※サービスの名称に [地] が付いているものは地域生活支援事業です。それ以外は自立支援給付です。